

鳥取市文化団体育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市文化団体育成事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市文化団体協議会（以下「文化団体協議会」という。）が行う、各種文化団体の育成指導及び鳥取市文化センター内の文化活動ひろばの運営を支援し、市民の自発・自主的な文化活動を推進することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、文化団体協議会が行う次の各号に掲げる事業とする。

(1) 団体育成事業

- ア 文化団体の育成指導に関すること。
- イ 文化団体の連絡調整に関すること。
- ウ 文化団体に関する調査及び資料作成に関すること。

(2) 文化活動ひろばの管理事業

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる事業に要する経費（第1号に掲げる事業を行うための人件費及び印刷製本費並びに第2号に掲げる事業を行うための管理費）とする。

(補助金の交付)

第5条 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、その他の収入を減じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請における規則第4条の申請に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助申請団体」という。）が、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等）であると

き、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額を補助対象経費として交付申請をすることができる。

- 3 市長は前項による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額
- （2）本補助金の2割を超える減額

（着手届の省略）

第8条 この要綱に該当する事業は、規則第10条第1条第3号の市長が別に定める場合とし、着手届を省略することができる。

（実績報告）

第9条 本補助金の実績報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれかの早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条、第 9 条関係）

年度鳥取市文化団体育成事業計画（報告）書

事業の概要

1. 補助申請団体	名称		代表者役職 代表者名	
	住所	〒 鳥取市		
	連絡先	担当者名 : 電話番号 : FAX : メールアドレス :		
	消費税の 取扱い	☐ 一般課税事業者・ ☐ 簡易課税事業者・ ☐ 免税事業者 ☐ 特定収入割合 5 % 超の公益法人等		
2. 事業の実施時期				
3. 実施場所				
4. 活動内容				

（注 1）事業報告書には、実施状況を示す写真、会報、文化活動ひろばの利用状況が分かるもの等を添付すること。

様式第2号（第6条、第9条関係）

年度鳥取市文化団体育成事業補助金収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

区 分	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	備考
鳥取市補助金				
その他の収入				
自己資金				
収入 合計				

2 支出

（単位：円）

区 分	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	備考
支出 合計				

（注1）収支決算書には、支出が分かる領収書等証拠書類を添付すること。

（注2）領収書には、宛名・金額・但し書き・発行日・発行者の情報（住所・氏名／事業所名等）の記載があること。

年 月 日

鳥取市長 様

補助事業者 住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名

年度鳥取市文化団体育成事業補助金仕入控除税額確定報告書

鳥取市文化団体育成事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）